

検討課題2. 発信者情報開示請求への対応の合理化 に関する論点について

令和8年10月1日
事 務 局

1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

- 提供命令の実効性確保
- 手続の更なる合理化・迅速化による発信者特定の不奏功の回避
 - 提供命令の迅速な履行を図るために運用面・制度面からどのような対応策が考えられるか。
 - プロバイダの多層化等による手続の長期化について、手続の迅速化・円滑化のために考えられる事項はあるか。
 - その他、令和3年改正で創設した裁判手続について、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、より円滑な被害者救済を図るためにどのような対応策が考えられるか。

2. 発信者情報開示請求への対応の合理化

- プロバイダの手続への関与の在り方の合理化
- 開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減
 - 必要なプロバイダの主張立証の機会を確保しつつ手続の合理化を図るためにどのような対応策が考えられるか。
 - その他、プロバイダによる発信者情報開示請求への対応の円滑化の観点から、プロバイダの発信者情報開示請求手続への関与の在り方や負担軽減について、どのような対応策が考えられるか。

3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い

- 手続の過程で得た情報を用いた新たな権利侵害の発生の防止
 - 新たな権利侵害の発生の防止の観点から、発信者情報開示請求の請求者及び発信者それぞれの情報の取扱いについて、どのような対応策が考えられるか。

これまでの会合でのご意見等

【プロバイダの手続への関与の在り方の合理化】

- 提供命令を経た非訟手続において、CPの審理中にAPが先に発信者情報を開示した場合に、CPの審理が終了してしまう。（北澤構成員・第2回）
- 開示命令の審理が併合された場合でも、APが異議の訴えを提起しなければCPにとって異議の訴えの実益が失われる（北澤構成員・第2回）
- CPや上位APに対する開示命令が取り下げられた場合、すでに発令された提供命令及びその履行の効果について、法律上必ずしも明確でない。（清水構成員・第2回）

【開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減】

- 件数急増により事業者が生じているコスト等の問題を解決すべく、裁判上の請求も含めて、手数料の徴収を可能とすべきではないか。（北澤構成員・第2回）
- （手数料について）権利侵害の明白性の有無と無関係に開示がされる懸念や、サイトがIPアドレスの販売を事業にする懸念への対応が必要。（清水構成員・第2回）

検討の論点（案）

- 契約者情報を有するプロバイダの迅速な特定を図りつつ、主張立証の機会を必要とするプロバイダに対して当該機会を確保する対応の検討が必要ではないか。具体的には、どのような対応が考えられるか。
- 発信者情報開示請求への対応に当たり、プロバイダに生じる負担の分担について検討が必要ではないか。その上で、具体的には、どのような対応が考えられるか。
- 発信者に対する意見照会の在り方についての検討が必要ではないか。具体的には、どのような対応が考えられるか。

①プロバイダの手續への関与の在り方について

②プロバイダに生じる負担の分担の在り方について

- 提供命令を経た非訟手続において、CPの審理中にAPが先に発信者情報を開示した場合に、CPの審理が終了してしまう(北澤構成員・第2回)
- 提供命令の内容が誤っている場合があるが、提供命令決定に対する即時抗告期間は1週間の不変期間とされており、プロバイダ側で確認・誤りへの対応を行う時間が限られている(北澤構成員・第2回)
- CPとAPの審理が併合され、その後開示決定が出た場合に、CPのみが異議訴訟を提起しても、APからは発信者情報が開示されるため、異議訴訟の実益がない(北澤構成員・第2回)

【会合における関連のご意見】

- ・ コンテンツに関して利害関係を有しているのはコンテンツプロバイダであるという問題意識があり、開示要件の該当性等をコンテンツプロバイダがもっと争うべきなのではないか。その意味で、手続関与の在り方についても、もう少しコンテンツプロバイダが関与できるような仕組みになると良いのではないか。(上沼構成員・第4回)

- 具体的な主張立証が難しいプロバイダも、提供命令に応じた後も発信者情報開示開示請求の当事者として引き続き対応を求められるケースがあるとの指摘がある(第1回事務局資料)

【会合における関連のご意見】

- ・ CPや上位APに対する開示命令の申立てが取り下げられた場合、すでに発令された提供命令及びその履行の効果について、法律上必ずしも明確でない。(清水構成員・第2回)

第1 はじめに（プロバイダの立場）

□CPの傾向

次の各事情から、プロバイダにおいて権利侵害が明らかであると判断できる場合を除き、侵害情報かどうかについて積極的に争う傾向にある。

- ・ 自社サービスにおける情報が問題となっており、手続の結果により自社サービスの利用者の権利や利益を損なうおそれがある
- ・ 適切な表現の自由を確保すべきとする意識
- ・ 利用者の増加がサービスの品質向上につながる

□APの傾向

応訴義務に基づく主張反論は行うが、CPほど積極的に争わない傾向にある。

- ・ CP以上に第三者性が強い（「手続に巻き込まれている」感）
- ・ 表現の自由に対する意識はCPと変わりはないが、その件数の多さからCP以上にコストやリソースの問題が生じることが多く、CPと同等以上の攻撃防御を行うことは難しいことが多い（主張内容が「裁判所の判断がないと開示はできない」という内容にとどまることもある）。

検討課題1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

提供命令の実効性確保について

- 過料等の制裁を設けることにより、プロバイダによる履行を確保できるのではないか。(上沼構成員、清水構成員、中原構成員、垣内構成員)

プロバイダの性質や多層化を踏まえた検討について

- 下位プロバイダに対する開示命令の申立てをしなくても発信者情報開示の裁判手続が一体的に進められるような制度的手当が必要ではないか。(今村構成員、大谷構成員、清水構成員、中原構成員)
- 発信者情報を保有していないAPを裁判手続に組み込まない仕組みが必要であると考え。もともと、裁判手続に組み込まれていること自体に一定の手続保障機能があるとも考えられる。また、裁判外手続を検討する場合は、裁判手続の実効性や司法判断の意義についても考慮する必要がある。新制度を設計するのであれば、十分なシミュレーションが必要である。(中原構成員)
- 下位プロバイダまで手続が進んでいる時点で、開示を求める申立人の意思は明確なので、裁判手続が不要な場合もある。裁判外手続だから応じないということがないように制度的な手当が必要。(上沼構成員)
- 中間APを裁判手続に関与させる必要はないのではないか。(清水構成員)
- CPIに対して提供命令が発令されていることを理由として、中間プロバイダに一定の義務付けを行うことも考えられるのではないか。(垣内構成員)

○ 非訟事件手続法(平成23年法律第51号)

(利害関係参加)

第二十一条 裁判を受ける者となるべき者は、非訟事件の手続に参加することができる。

2 裁判を受ける者となるべき者以外の者であって、裁判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは、裁判所の許可を得て、非訟事件の手続に参加することができる。

3・4 (略)

5 第一項又は第二項の規定により非訟事件の手続に参加した者(以下「利害関係参加人」という。)は、当事者がすることができる手続行為(非訟事件の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。)をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、利害関係参加人が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定又は他の法令の規定によりすることができる場合に限る。

『逐条解説 非訟事件手続法』(金子修、2015年)

- ・ 「裁判を受ける者となるべき者以外の者であって裁判の結果により直接の影響を受けるもの」とは、裁判を受ける者となるべき者以外の者であって、当事者または裁判を受ける者に準じ、裁判の結果により自己の法的地位や権利関係に直接の影響を受ける者をいう。
- ・ 非訟事件の手続においては、裁判を受ける者となるべき者以外の者であっても、当事者または裁判を受ける者に準じ、裁判の結果により直接の影響を受ける者が存在することから、このような者が裁判の手続に関与して自ら主張し、裁判資料を提出したいと考えている場合には、これを保障するのが相当であることを考慮したものである。これらの者は、即時抗告権者となるのが通常であるが(新法第66条第1項参照)、手続保障としてはそれでは不十分であり、第一審から自ら主体的に手続に関与することを認める趣旨である。

主文

- 1 相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ
- 2 手続費用は、相手方の負担とする。

発信者情報目録

東京地方裁判所が令和●年●月●日付でした令和●年(モ)第●●●号提供命令申立事件の提供命令主文第2項に基づき、株式会社●●●●から相手方に提供された発信者情報によって特定される契約者に関する以下の情報

- 1 氏名又は名称
- 2 住所
- 3 電話番号
- 4 メールアドレス

○ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)

(提供命令)

第十五条

1・2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当するときは、提供命令(提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしないことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。)は、その効力を失う。

一 当該提供命令の本案である発信者情報開示命令事件(当該発信者情報開示命令事件についての前条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟)が終了したとき。

二 (略)

4・5 (略)

プロバイダの手続への関与の在り方について

1. 発信者情報開示請求の手続の迅速化を図りつつ、希望するプロバイダの主張立証の機会を確保するために、どのような対応が考えられるか。コンテンツプロバイダの場合とアクセスプロバイダの場合とで差異はあるか。
2. 仮に、プロバイダが希望する場合には最下位APに対する発信者情報開示命令の手続に参加することができることとなった場合、提供命令を履行したプロバイダに対する発信者情報開示命令の手続について、常にこれを維持し、当該プロバイダに対応を求める必要はあるか。
3. 発信者情報開示命令の申立てを取り下げた場合、提供命令は効力を失う(法第15条第3項)ところ、履行済みの提供命令を前提とする下位プロバイダに対する開示命令の効力についてどう考えるか。

①プロバイダの手續への関与の在り方について

②プロバイダに生じる負担の分担の在り方について

○ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）

（発信者情報の開示請求）

第五条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。）以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

- 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

（1）当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

（2）当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2・3（略）

【構成員からの主なご意見】

- ・ プロバイダが事業活動で収益を得ているという責任関係でプロバイダが開示請求に対応するというのが元々の制度設計であったが、P2P事案等で想定を超えるコストが生じており、費用負担の按分について検討を深める必要がある。（今村構成員・第4回）
- ・ 不法行為が成立しない場合や不法行為が成立するか否かがわからない段階で誰が当面負担するかという点について、電気通信事業に内在するリスク・負担と捉えて、プロバイダが費用を負担するという考え方もあるが、その通常のリスク負担というものは、いかなる範囲なのか、件数が膨大になったときにもはや過大であると評価されることはないのかということを検証する必要がある。また、このような負担を請求者に転嫁するのであれば、その根拠を整理する必要がある。（中原構成員・第4回）

発信者情報開示請求件数の増加

- 年間の非訟手続の申立件数は、令和5年の3,959件に比べ令和7年には10,072件と**約2.5倍に増加**。
- 総務省が実施したアンケート調査（※1）によれば、**令和6年にプロバイダに対して申し立てられた発信者情報開示請求（訴訟、仮処分、非訟、任意請求）の総数は154,484件**であり、増加傾向（※2）。

※1 プロバイダに対し、任意で回答を求めたものであり、実態としては更に大量の請求がなされている可能性がある。なお、上記件数のうち大部分は任意請求によるもの。

※2 154,484件のうち、約95.6%に相当する147,746件が、特定のファイル共有ソフトを用いたアダルト動画の著作権侵害を内容とする事案であった。

発信者情報開示請求1件当たりのログ数

- アクセスプロバイダ各社からのヒアリングによれば、1件当たりのログ数は、人格権侵害事案の場合は数件であるのに対し、ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事案の多くにおいては、数百件となっている。



（出典）第3回会合 資料3-2 株式会社NTTドコモ、NTTドコモビジネス株式会社ご発表資料

（出典）第3回会合 資料3-3 KDDI株式会社ご発表資料



（出典）第3回会合 資料3-4 ソフトバンク株式会社ご発表資料を基に総務省作成

- 発信者情報開示請求件数が増加する中で、プロバイダにおいて業務効率化等の取組が進められているものの、人件費、書面送付費、システム構築費等のコストが増加しているとの指摘がある。

プロバイダからのヒアリング結果

NTTドコモ NTTドコモビジネス	・ 開示請求件数の増加を踏まえ、<u>人員増強等の体制強化や発信者状況の確認作業の自動化</u>等の実施しているものの、対応稼働の負担が増加。
KDDI	・ <u>対応稼働に係る費用とシステム開発費</u>が発生。 [Redacted] ・ 裁判手続に係る<u>弁護士委託費用</u>が発生。
ソフトバンク	・ 件数の増加により、<u>対応時間の増加</u>に加え、<u>人件費、書面送付費</u>が増加。 [Redacted]

(出典) 第3回会合 資料3-2,資料3-3,資料3-4を基に総務省作成

請求件数の増加に伴う負担増により、**発信者情報開示制度の円滑な運用に支障が生じるおそれ**が指摘されている。

【第3回会合 議事概要(抜粋)】

近年のP2P案件の増加は、件数の面でも請求ログ数の面でも、制度創設時には想定されていなかった規模に達しております。このまま負担が増大し、アクセスプロバイダの工夫によって対応できる範囲を超えると、発信者情報開示請求制度自体の持続が困難となり、被害者救済に影響が生じるのではないかと危機感を抱いております。(ソフトバンク株式会社)

※ 文化審議会著作権分科会政策小委員会(令和8年度第1回・令和8年8月27日開催)では、一般社団法人日本レコード協会から、音楽関係の著作権侵害事案において、発信者情報開示までに時間を要する事案が増加していることが紹介されており、発信者情報開示請求への迅速な対応への影響も指摘されている。

第1回～第3回会合における主なご意見

- 件数急増により事業者が生じているコスト等の問題を解決すべく、裁判上の請求も含めて、手数料の徴収を可能とすべきではないか。(北澤構成員・第2回)
- (手数料について)権利侵害の明白性の有無と無関係に開示がされる懸念や、サイトがIPアドレスの販売を事業にする懸念への対応が必要。(清水構成員・第2回)
- 発信者情報開示請求件数の増加に応じた受付体制の構築・維持を目的に、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の手数料設定を可能にできないか。(NTTドコモ・ドコモビジネス、KDDI、ソフトバンク・第3回)

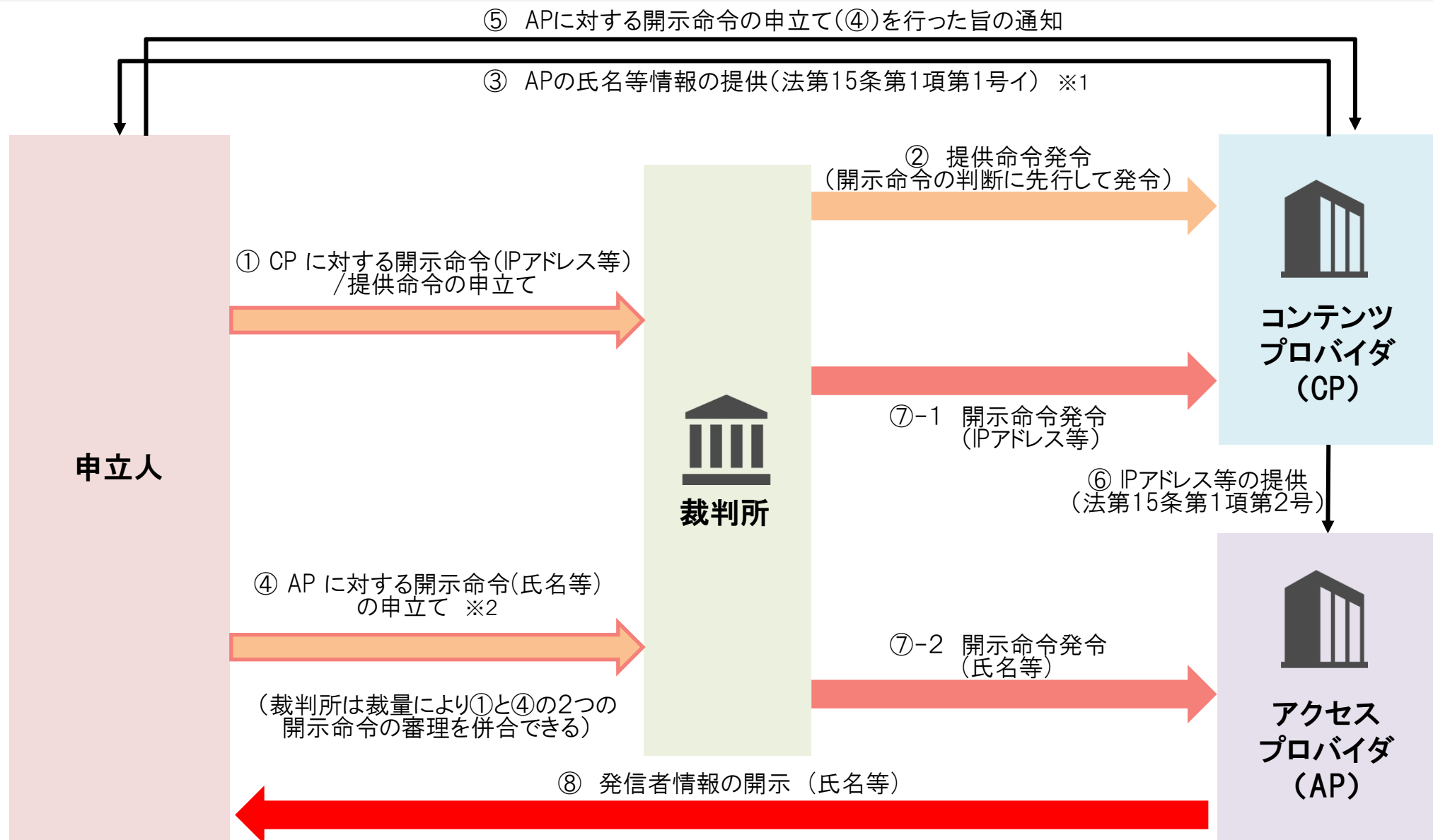
第4回会合における主なご意見

- プロバイダが事業活動で収益を得ているという責任関係でプロバイダが開示請求に対応するというのが元々の制度設計であったが、P2P事案等で想定を超えるコストが生じており、費用負担の按分について検討を深める必要がある。(今村構成員)
- 不法行為が成立しない場合や不法行為が成立するか否かがわからない段階で誰が当面負担するかという点について、電気通信事業に内在するリスク・負担と捉えて、プロバイダが費用を負担するという考え方もあるが、その通常のリスク負担というものは、いかなる範囲なのか、件数が膨大になったときにもはや過大であると評価されることはないのかということを検証する必要がある。また、このような負担を請求者に転嫁するのであれば、その根拠を整理する必要がある。(中原構成員)
- 費用負担の検討にあたっては、CPとAPの役割・位置付けの違いを踏まえ、真に負担すべき者は誰かという観点から深掘りが必要。SNS以外にも基礎的なサービスを提供しているAPが過大な負担を負い、無関係な一般利用者の通信料に転嫁されることは望ましくない。(大谷構成員)

プロバイダに生じる負担の分担の在り方について

1. 発信者情報開示請求への対応に係る費用はプロバイダが負担すべきものとされてきたところ、請求件数の増加等の状況を踏まえ、請求者に対し負担の分担を求めることが許容される場合はあるか。あるとすればどのような場合か。
2. 誹謗中傷等の被侵害者の発信者情報開示請求権の行使に支障が出ないよう、プロバイダに生じる負担の分担の在り方について、どのような考慮が必要か。

參考資料



プロバイダに対する任意調査結果（総務省実施・令和 7 年度）【アクセスプロバイダ】

※ 調査対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日

プロバイダに対する任意調査結果（総務省実施・令和7年度）【アクセスプロバイダ】

貴社において、任意の開示請求への対応（任意請求を受け付けてから開示・不開示の判断及びそれに伴う手続を完了するまでに要するログ1件当たりの実費について、概算額及び大まかな算出方法をお答えください。なお、算出に当たっては、人件費（対応に当たる従業員等の稼働時間に時間単価を掛けたもの）及び郵券代等に係る実費の合計額が想定され、システムの構築・改修等に要する費用は含まないものとします。

（n=128）

※ 調査対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日